

事 務 連 絡

平成19年5月8日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部(局)
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引き
の送付について

院内感染対策については、従前より「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日医政指発第0201004号医政局指導課長通知）等を参考に対応いただいているところであり、また、医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査の機会等を通じて医療機関等に対して指導いただいているところです。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）が本年4月1日より施行されたことに伴い、各医療機関においては、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号に基づき「院内感染対策のための指針」の策定が求められることとなりました。また、当該指針については、これに即した院内感染対策マニュアルの整備及びその定期的な見直しが望まれるところです。

今般、こうした取組に資するものとして、別添のとおり、平成18年度厚生労働科学研究費補助金（医療安全・医療技術評価総合研究経事業）「安全性の高い療養環境及び作業環境の確立に関する研究」（主任研究者：小林寛伊東京医療保健大学 学長）の成果として、「中小病院／診療所を対象にした医療関連感染制御策指針（案）2006」、「小規模病院／有床診療所施設内指針（案）2006」及び「無床診療所施設内指針（案）2006」がとりまとめられ、また、厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症研究事業）「薬剤耐性菌等に関する研究」（主任研究者：荒川宜親国立感染症研究所細菌第二部長）において「医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き（案）」がとりまとめられましたのでお知らせいたします。

貴課におかれましては、改めて管下の医療機関に対して、当該資料の他、関

係法令、通知等を参考に、院内感染管理体制の確認等、院内感染防止に関する指導を徹底するよう、よろしく申し上げます。

なお、当該資料については、当面院内感染対策サーベイランス事業ホームページ (<http://www.nih-janis.jp/>) において入手可能であり、記載されている内容は適時見直しされる予定であります。

また、国立国際医療センターのホームページ (<http://www.imcj.go.jp/imcjhome.htm>) において、厚生労働科学研究による院内感染対策に関する資料が掲載されておりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

○照会先	医政局指導課	徳本
直 通	03-3595-2194	
FAX	03-3503-8562	